

## 新潟・三角田遺跡

みつまた



(高田東部)

1 所在地 新潟県上越市大字下野田字三角田  
2 調査期間 二〇〇四年(平16)四月一〇月  
3 発掘機関 (財)新潟県埋蔵文化財調査事業団  
4 調査担当者 沢田 敦  
5 遺跡の種類 遺物散布地・集落跡  
6 遺跡の年代 古代  
7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

三角田遺跡は、高田平野を南北に流れる関川右岸の自然堤防上に立地する。関川右岸では、これまでにもそれに合流する小河川など

の自然堤防上に古代の集落遺跡が検出、調査されてきた。古代では越後国頸城郡津有郷にあたる地域である。

『和名抄』によると、越後

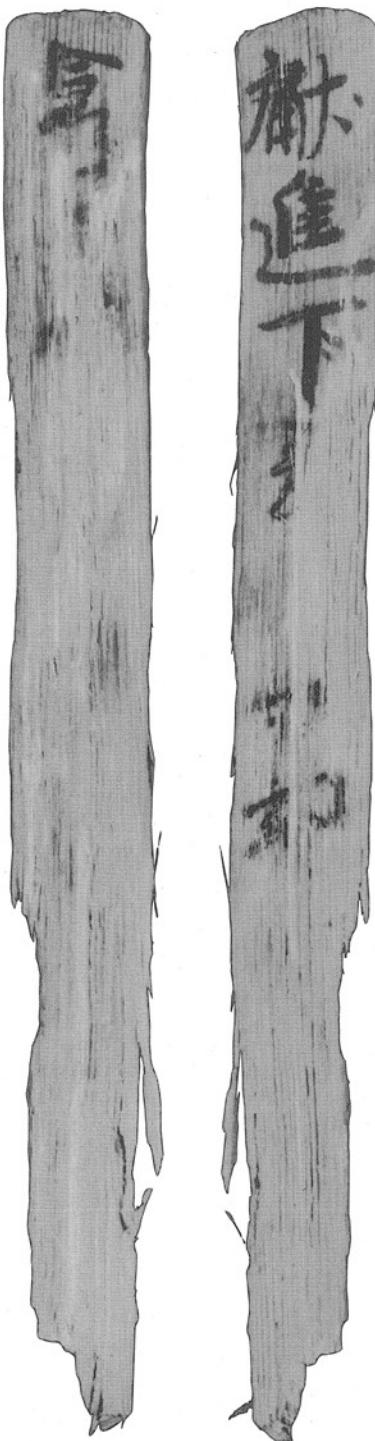
国府は頸城郡に所在したことが知られ、その候補とされる上越市今池遺跡とは直線距離で約3kmの位置にあ

る。頸城郡家は今池遺跡よりさらに南の妙高市(旧新井市)栗原遺跡と推定され、本遺跡からは約9kmの位置にある。一方、近接する戸野目集落は、近世には高田城下から魚沼方面へ向かう街道の起点となつた地点である。この街道は山中を通る陸路で、通過できる場所が限られる。そのため、上杉氏の関東攻めや古代においてもほぼ同じルートが用いられたとすれば、本遺跡は頸城郡と魚沼郡、関東を結ぶ重要な地点に位置していたことになる。

調査の結果、八世紀後半以降を中心とする上層と八世紀前半の下層の遺構面を確認した。木簡が出土した下層は、遺物が出土しない砂質の洪水層に覆われ、上層からの遺物の混入はない。

下層では、雨落溝などがめぐる掘立柱建物五棟が検出された。このうち、長軸方向を揃え同時期に存在したと考えられるSB三とSB四の南側には、畑と思われる畝状遺構が検出された。遺物は高田平野周辺の丘陵で焼成された須恵器や土師器の杯類、長頸壺、甕類などで、須恵器の中には転用硯もみられる。土器の年代は八世紀初頭から中期にかけてのものと考えられ、ほかに、木製品や砥石なども出土した。転用硯も含まれるが、主な土器の構成が貯蔵具や煮炊具であり、畝状遺構を含めて考慮すると、全般的に官衙というよりも集落的な様相が強い。

木簡は掘立柱建物SB五の北西隅の柱穴から一点出土した。SB五の柱穴の中で、木簡が出土した柱穴ともう一ヵ所だけ、柱根が残



(赤外線画像)

存していなかつたので、意図的に抜かれた可能性もある。木簡はその抜取穴埋土から、表面を柱穴底部に向け、木簡の上端を下にする斜めに傾いた状態で出土した。この柱穴内からの共伴遺物はないが、SB五の雨落溝からは須恵器が十数点と土師器片が少量出土している。

## 8 木簡の釈文・内容

### (1) 「獻進下□□□□□

〔倉カ〕  
□□□□□

(235)×23×5 019

上端部は円頭形である。表面の上端から約6cm下までは原形を良好に残す。調整痕、墨痕も明瞭で「獻進下」は肉眼で判読できる。それ以下は腐蝕により次第に先細り、下端部は原形を確認できない。また、上端より六~一二cmにかけては表面の右半分を欠損している。下半部は文字の一部と思われる墨痕が見出せるが、判読はできない。表の中央やや下寄りの一字は「部」の可能性もある。木簡全体に若干の褶曲がみられるが、これが元の形状か廃棄後の土圧などによるものなのかは不明である。

裏面は上端から約1cmまでが腐蝕もなく、調整痕も確認できる。残った墨痕から「倉」もしくは「食」などであろうが、確定はでき

好に残す。調整痕、墨痕も明瞭で「獻進下」は肉眼で判読できる。それ以下は腐蝕により次第に先細り、下端部は原形を確認できない。また、上端より六~一二cmにかけては表面の右半分を欠損している。下半部は文字の一部と思われる墨痕が見出せるが、判読はできない。表の中央やや下寄りの一字は「部」の可能性もある。木簡全体に若干の褶曲がみられるが、これが元の形状か廃棄後の土圧などによるものなのかは不明である。

裏面は上端から約1cmまでが腐蝕もなく、調整痕も確認できる。残った墨痕から「倉」もしくは「食」などであろうが、確定はでき

ない。これ以下は腐蝕が著しく、墨痕や調整痕は確認できない。

判読できた表面の三文字については、その文字数が少ないこともあり、いずれの文字に着目するかでいくつかの解釈が可能である。

一つは「下」に着目し、「進下」とみる解釈である。西隆寺跡出土の請求木簡などに類例があるように、請求品の下付を求める意味で「進下」が用いられた可能性が想定される。ただし、請求木簡の冒頭に「献」が使われることはなく、「請」が一般的なことを考慮すると、請求木簡と理解することは難しい。

「献」に着目すると、東大寺献物帳に代表されるように、献上に関する木簡の可能性が見出せる。但し、文書などにおいても「献進」の用例は見出しつらいので、むしろ「進」に着目するならば、「謹進上」の木簡の例があるように、「献」を敬意を示すと理解した上で、進上木簡の可能性も考えられる。この場合には、「下」は進上した物品名か、それを行なった人名・氏族名などの一部と思われる。

進上木簡としても、木簡の廃棄までのルートが問題となる。進上木簡は通常、進上先の上級官司などで廃棄され、本遺跡のような集落的な遺跡での廃棄は想定しがたい。しかも、進上木簡は物品とともに進上され使用後廃棄されるので、各地から物資が集積する地點で複数点数出土するのが一般的である。本木簡のように一点だけ出土することはほとんどない。

一方、物資や進上木簡を供給・提出する側の集落であつたとしても、木簡が未使用のまま廃棄されたとするのに十分な根拠がない。また、物資が木簡とともに納入される可能性が高い頸城郡の越後國府が、八世紀前半という時期にどの程度成立していたのかも問題で、進上先も確かにない。さらに、「献（獻）」のような難解な文字を、当時の村落で正確に書けるのかという疑問もある。

ただ、一つの可能性を推察するならば、神仏への進上といったことも想定される。富山県北高木遺跡出土三号木簡の「道長大神進上」などと記された類例があり（本誌第一七号）、本木簡が柱穴から出土していること、神への敬意を示す目的で進上に代わり「献」が記されたとするならば、地鎮めの目的で土公神・地祇への進上木簡とも解される。それならば、点数が少ないと理解できる。

以上、解釈には不明な点が多く、木簡の性格を確定することはできない。しかし、新潟県内では八幡林遺跡出土木簡とともに数少ない八世紀前半という時期が確実な木簡として重視される。

#### 9 関係文献

新潟県教育委員会・財新潟県埋蔵文化財調査事業団『三角田遺跡』（一般国道二五三号上越三和道路関係発掘調査報告書III、二〇〇五年）

（田中一穂）